

品目横断的経営安定対策に関わる要望意見書

政府は昨年10月に「経営所得安定対策等大綱」を打ち出し、従来までの全農家を対象にした品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を限定し、経営全体に着目した「品目横断的経営安定対策」に転換することとし、現在、国会において審議されています。

その内容は、畑作4品目（小麦・ビート・大豆・でん粉原料用馬鈴しょ）を対象とした「諸外国との生産条件格差の是正のための補てん」（ゲタ対策）と、米を加えた5品目を対象に「収入変動による影響の緩和のための補てん」（ナラシ対策）を組み合わせたものとなっています。

WTOやFTA（自由貿易協定）による関税引き下げと輸入拡大を前提とし、市場原理に委ねられていく中、国際規律が厳しくなり、いわゆる「価格補償制度」から「所得補償制度」に移行していかなければならない状況において、この対策内容は農業・農村の担い手である生産者の所得を、いかに確保していくかの視点が欠落したものであり極めて不十分であります。

このため、品目横断的政策導入に伴う生産者の収入は、大幅に減少することが予測され、来年度以降の経営に大きな不安を抱くと同時に、営農を断念せざるを得ない農家も増加する事が想定されます。さらに離農による過疎化の加速により農村地域社会を崩壊させかねないとの懸念も広がっています。

生産者が将来にわたり安定的な経営が維持でき、再生産可能な収入・所得が確保され、食料自給率の向上と農村社会の確立が強く求められることから、次の事項について実現するよう強く要望します。

記

1. 「品目横断的経営安定対策」を実施するに当たっては、地域の実情を十分に考慮し、意欲あるすべての農家を対象とした安全で安心、良質な国内食料の安定供給と食料自給率向上が図られる対策を確立するとともに、その政策目標が実現されるよう、将来にわたって安定的な財源を確保し、その必要な「予算」を措置すること。
2. 対策の実施に当たり、地域の基幹産業である農業を守り、生産者の経営が維持される「仕組み」を確立すること。とくに、「WTO農業交渉の決着」等に伴う国際規律の変更や国際相場の変動、国内農業生産等に大きな変化が生じた場合、直ちに制度を見直すこと。
3. 対策における支援水準は、多くの生産者において「再生産が可能となる水準」で設定し、最低限、「現行所得」が確保されるよう措置するとともに、具体的な数値を早急に提示すること。
4. 過去の生産実績の算定においては、制度が定着するまで、地域の実情、生産現場の実態等を十分考慮すること。
5. 制度が農地流動化の阻害要因とならないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 6 月28日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎